

e-staffing システムは、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会による認証を取得しました。

2024年12月26日

各位

株式会社イー・スタッフィング

人材派遣管理システムを提供する株式会社イー・スタッフィング（本社：東京都千代田区、代表取締役社長 齋藤 剛）は、Web 人材派遣一括管理システム『e-staffing』が、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会により「電子取引ソフト法的要件認証」（以下 JIIMA 認証）を取得したことをお知らせいたします。



取得認証 : 電子取引ソフト法的要件認証  
取得日 : 2024年11月27日  
認証番号 : 622900-00

#### ■ JIIMA 認証とは

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）が、電子取引の取引情報を保存する電子帳簿保存法対応ソフトウェアの機能仕様をチェックし、法的要件を満足していると判断したものを認証します。

JIIMA 認証を取得したことにより、派遣先企業様と派遣元企業様は、電子帳簿保存法及びその他の税法が要求している要件を個々にチェックする必要がなく、安心してご利用いただけます。

「電子取引ソフト法的要件認証」について

<https://www.jiima.or.jp/activity/certification/denshitorihiki/>

e-staffing システムは、5,300 社を超える派遣先企業様、14,000 社を超える派遣元企業様、39 万人を超える派遣スタッフ様にご利用いただいております。

人材派遣管理システム業界におけるデファクトスタンダードのシステムとして、さらなる品質改善を図り、お客様がより安心してサービスをご利用いただけるよう努めてまいります。

## e-staffing システムの電子帳簿保存法への対応について

改正電子帳簿保存法（2024年1月施行）への対応については、その前年の2023年11月に改修を行い、既に法的要件は満たしております。

電子帳簿保存法での区分としては、①電子帳簿等保存、②スキャナ保存、③電子取引の3種類がございますが、e-staffing システムでは、③の電子取引について対応を実施しました。

### ■ 真実性の要件への対応内容

下記①～④のいずれかの措置を行うことと定められていますが、e-staffing システムでは、③の要件を満たしております。

- ① タイムスタンプが付された後の授受
- ② 授受後遅滞なくタイムスタンプを付す
- ③ データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用
- ④ 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け

※個別契約書や請求書などの訂正・削除ができる仕様は変えず、訂正・削除の事実及び内容を確認できるように履歴を保持する対応を実施しました。

### ■ 可視性の要件への対応内容

下記①～③の措置を行うことと定められていますが、e-staffing システムでは、全ての要件を満たしております。

- ① 電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け（操作マニュアル等）
- ② 見読可能装置の備付け等（パソコン、ディスプレイ等）
- ③ 検索機能の確保※

※検索機能の確保では、具体的に下記3点が求められているため、検索項目を改修しました。

- (1) 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先を検索の条件として設定することができること
- (2) 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること
- (3) 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること

以上